

職務内容書（副理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 副理事長

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術の向上、生物系特定産業（農林水産業、食品産業等）技術の高度化及び優良種苗の生産流通等に寄与することを目的としています。

今回の公募ポストである副理事長は、理事長を補佐して農研機構の業務を掌理し、中長期計画の推進など法人運営全般に関する業務を担います。具体的には、研究開発業務全般を掌理し、食料安全保障の確保・強化、AI と農業の融合の推進、組織内外との連携の徹底、行政との連絡・調整の統括等の業務を的確に行うことが求められます。このほか、研究セキュリティ・インテグリティを含む内部統制の推進に関する事項を統括します。これらの担当職務に関して理事及び職員を指揮監督することも求められます。

1. 機関名：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

（法人の業務概要）

農研機構は、平成 13 年4月に設立された独立行政法人であり、食料・農業・農村基本計画等に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）に定められた業務を適正かつ効率的に行うことを通じて、農業及び食品産業に関する技術の向上、生物系特定産業（農林水産業、食品産業、醸造業等）技術の高度化及び優良種苗の生産流通等に寄与することを目的としている。

農研機構の主要な業務は以下のとおり。

（1）食料安全保障の確保・強化に資するスマート農業技術開発の強化及び普及の促進

スマート農業技術開発をリードする基幹的・基盤的技術の研究開発の強化や、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給の促進。

（2）食料安全保障の確保・強化に資する新品種開発の強化及び普及の促進

生産性の向上に資する多収化、省力化、スマート農業技術への対応等を実現するための品種開発や、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下の課題に対応した品種の開発・普及の促進。

（3）環境負荷低減に資する持続可能な農業の実現に向けた技術開発の強化及び普及の促進

カーボンニュートラル、化学肥料低減、化学農薬低減等の環境負荷低減に資する技術の開発・普及の促進。

（4）農業・食品産業の新たな市場開拓に資するバイオ技術開発の強化

輸出対象国のニーズに対応する食品・農産物の開発や、バイオ×デジタルによる新バイオ産業創出に向けた、革新的な農作物・食品、資材、素材の研究開発の推進。

(5) 基盤研究の強化

農業・食品に関連する分野の有用データの集積、デジタルツイン・AI、ロボティクス、バイオテクノロジー等を有効に活用した研究開発の強化。

(6) 種苗管理関連業務

農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの健全無病かつ高品質な原原種の安定生産体制の整備。

(7) 農業機械関連業務

農業生産の省力化、低コスト化、環境負荷低減等の農業現場が抱える課題の解決に向けて、社会実装を見据えた農業機械の開発の加速化及び農業機械の安全性向上に関する検査の実施。

(8) 資金配分業務

大学、高等専門学校、国立研究開発法人、民間企業等への委託による生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進。

2. ポスト：副理事長 1 ポスト 1 名

(任期：令和8年4月1日～令和12年3月31日※)

※国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第11条第1項の規定に基づき、理事長の任期と対応するものとし、任命の日から当該対応する理事長の任期の末日まで。なお、中長期目標の策定中のため、令和13年3月31日までの5年間に変更となる可能性がある。

3. 職務内容

副理事長は、理事長を補佐して以下の農研機構の業務のうち理事長の指示した業務を掌理し、これらの担当職務に関連する理事及び職員を指揮監督する。

- ・食料・農業・農村の総合的な研究及び技術開発に関する業務を掌理する。
- ・産学官の連携、国際連携、行政との連携・調整等の業務を統括する。
- ・研究セキュリティ・インテグリティを含む内部統制全般の推進に関する事項の統括並びに対応に関する事項を担当する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できること。また、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・農研機構のビジョン・使命に対する強いコミットメントを有すること。
- ・民間企業、大学、独立行政法人及び関係行政機関等の諸機関との円滑な渉外調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等において、管理職等としての経験を5年以上有し、理事長不在時の代行を含め、3,300人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・農業、食品産業等の生産現場の情勢や施策の動向、民間における試験研究ニーズ、政府の科学技術・イノベーション政策の動向等について、それらを把握するために必要な能力や幅広い知見を有していること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：農研機構本部（茨城県つくば市観音台3-1-1）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・給与：年収約1,700万円（地域手当、期末特別手当を含む。）及び通勤手当
- ・福利厚生：農林水産省共済組合（健康保険、厚生年金に相当）、健康診断
- ・危機管理：地震等の危機時、災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ・その他：給与等の条件は変わることがある。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て理事長が任命
 ※公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部の有識者による推薦の手続により選考を行う場合がある。

6. 応募方法

(1) 応募書類等

- ・履歴書
 - ① 氏名を自署すること。
 - ② 3ヵ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を貼付すること。
 - ③ 学歴は義務教育終了時から年代順に記入すること。
 - ④ 職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること。
 - ⑤ 研究に関する業務を経験した者は、業績をまとめた報告書（様式自由）を添付すること。
- ・自己アピール文書（A4（1ページ40字×40行）で2枚以内、自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。その際、農研機構の業務内容についての理解度、職務を的確に実施するための専門的知識や経験、マネジメントの経験、農研機構の利害関係企業等との関係の有無等事項について説明すること。）

(2) 応募先

（郵送の場合）

〒305-8517 茨城県つくば市観音台3-1-1

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構人事部人事課宛

※封筒の表側に

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 副理事長応募書類在中」

と朱書きしてください。

(メールの場合)

E-mail : sh-jinji*naro.go.jp(本部人事部人事課(採用担当))

※ 上記アドレスの「*」を「@」に置き換えてください。

※メールの件名に

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 副理事長応募」
と記載してください。

(3) 応募期限

令和7年12月11日(木)必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員の欠格条項等に該当する場合は、副理事長となることはできない。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできない。

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

(役員の欠格条項)

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員の兼職禁止)

第50条の3 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(国立研究開発法人への準用)

第50条の11 第50条の2から前条までの規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、第50条の4第2項第4号中「第32条第1項」とあるのは「第35条の6第1項」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長期目標の期間」と、同項第5号中「第35条第1項」とあるのは「第35条の7第1項」と読み替えるものとする。

8. 問合せ先

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構人事部人事課

電話番号：029-838-8729

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第2章の規定を御参照ください。

URL : http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html